

育児・介護雇用安定等助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金）支給要領

1 趣旨・目的

労働者が充実した職業生活と家庭生活を営むことのできる環境づくりを進めることが重要な課題となっている中で、子を養育する労働者の雇用の継続を図るための措置として、事業所内保育施設は、非常に有効なものである。

このため、労働者の仕事と育児を両立させるための環境整備に取り組む事業主等であって、一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築又は建替え、保育遊具の購入を行った事業主等に対して、事業所内保育施設設置・運営等助成金を支給することにより、その設置促進及び運営の安定化を図るとともに、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促し、労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

2 支給対象となる事業主等

助成金の対象となるのは、雇用保険の適用事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）であること。

また、複数の事業主が共同して事業所内保育施設の設置等を行う場合も、共同事業主として支給の対象となるものとする。

(1) 共同事業主とは、次のいずれにも該当する複数の事業主をいう。

(ア) 共同するすべての事業主の合意に基づく協定書等を締結していること。

(イ) 上記(ア)の協定書等は、設置主体（所有者）、共同事業主名、設置場所、建物の構造設備、運営に要するすべての経費の負担に関する事項、施設の運営管理に関する事項及びその雇用する労働者の利用に関する事項、有効期間、協定年月日等を掲げたものであること。

(ウ) 上記(ア)の協定書等は、すべての共同事業主の代表者が記名、押印したものであること。

(2) 事業主団体とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

(ア) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業組合

(イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第8号の商工組合

(ウ) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合

(エ) 商工会議所法（昭和28年法律143号）に基づく商工会議所

(オ) 商工会の組織等に関する法律（昭和35年法律89号）に基づく商工会

(カ) 特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づくもの）

(キ) 上記(ア)から(カ)までの団体以外の例えば工業団地、卸売団地等の事業主の団体であって、次の要件を満たすもの。

a 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること。

b 代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。例えば、事務局長を選任しているなど事務を行うに必要な体制が確立されていること。

(3) 中小企業事業主とは、雇用保険法施行規則第102条の3第1項第1号に規定するところにより、その資本の額又は出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、2か月を超える雇用期間の定めのある者及び雇用

期間の定めのない者を含む。)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者をいう。以下同じ。)の数が企業全体で300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主をいう。

なお、「中小企業事業主」の判定は、支給申請日の属する月の初日における資本の額若しくは出資の総額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により、下表の主たる事業の対象範囲に基づき行うものであること。ただし、個人、特殊法人のうち資本金を有しないもの、公益法人等(医療法人、学校法人、宗教法人、労働組合、協同組合等)にあつては、常時雇用する労働者の数により判定するものであること。

この場合において、「資本の額又は出資の総額」とは、いわゆる払込み済の資本の額又は出資の総額をいうものであること。

また、事業主団体についてはすべて中小企業事業主以外に該当するものとし、共同事業主については構成事業主ごとに「中小企業事業主」の判定を行うものとする。

日本標準産業分類による業種区分表

業 種	該当分類項目	業 種	該当分類項目
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維・衣服等卸売業) 中分類52 (食料品卸売業) 中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)	サービス業	大分類G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、 小分類791 (旅行業)は除く 大分類O (教育、学習支援業) 大分類P (医療、福祉) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食良品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)		
製造業 その他	上記以外のすべて		

※1 中小企業基本法第2条第1項の規定(第12回改訂、平成20年4月1日施行)

2-2 支給対象事業主等の要件

助成金は以下の(1)～(3)のすべてを満たす事業主等に支給するものとする。

(1) 次のア～エの各号のいずれかに該当する事業主等であること。

ア 設置費の対象となるのは、以下の各号をすべて満たす事業主等であること。ただし、設置費については1事業主等1施設に限り支給する。

(イ) 次のいずれかに該当する事業主等であること。

a 事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始(最初の利用者の保育を開始する日)をい

う。以下同じ。)することについて、「事業所内保育施設設置・運営計画」(以下「設置・運営計画」という。)を作成し、6の(1)に示すところに従って、当該申請に係る事業所内保育施設を所管する事業所の所在地を管轄する労働局長(以下「労働局長」という。)の認定を受けていること。

b 4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設を増築・改築(以下「増築」という。)又は建替えを行い、4の要件を満たす事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始することについて、設置・運営計画を作成し、6の(1)に示すところに従って、当該申請に係る労働局長の認定を受けていること。

(イ) 設置・運営計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始したこと。

(ウ) 過去に国、財団法人21世紀職業財団、財団法人こども未来財団(以下「国等」という。)から事業所内保育施設の設定に係る費用の支給を受けていないこと。

イ 運営費の対象となるのは、以下の各号のいずれかを満たす事業主等であること。ただし、運営費については1事業主等1施設に限り支給する。

(ア) 上記アにより、設置・運営計画に基づき事業所内保育施設を設置し、運営を開始したこと。

(イ) 事業所内保育施設を運営することについて、「事業所内保育施設運営計画」(以下「運営計画」という。)を作成し、6の(2)に示すところに従って、労働局長の認定を受け、当該運営計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として6か月以内に事業所内保育施設の運営を開始したこと。

(ウ) 事業所内保育施設の運営を開始してから1年を経過する日までの期間(事業所内保育施設の運営開始予定日の2か月前の日の翌日から当該予定日の前日までの期間を含む。)に、運営計画を作成し、6の(2)に示すところに従って、労働局長の認定を受けていること(以下「事後認定事業主等」という。)

(エ) 過去に、国若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間(5年間)を経過した事業主又は財団法人こども未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。

(オ) 平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間(5年間)を経過していない事業主等であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。

ウ 増築費の対象となるのは、既存の事業所内保育施設を増築又は建替えを行った事業主等で、以下の各号のいずれかを満たすものであること。両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費又は事業所内保育施設設置・運営等助成金の設置費の受給の有無は問わない。ただし、過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金(設置費又は増築費)を受給した施設については、運営開始又は運営再開後、5年を経過していること。

なお、増築又は建替え後の運営費の助成は行わない。ただし、現に運営費の助成を受けている場合又は受けていた場合において10年間支給対象となることを妨げない。

(ア) 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う増築又は安静室を設ける増築を行う場合は、当該増築を行うことについて、「事業所内保育施設増築計画」(以下「増築計画」という。)を作成し、6の(3)のアに示すところに従って労働局長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として1年以内に、事業所

内保育施設を増築していること。

なお、いずれの増築についても、当該増築に係る施設は、増築前及び増築後のいずれにおいても4の要件を満たしていること。また、定員増を行う増築の場合、定員が5人以上、面積が35m²以上増加していること。安静室を設ける増築の場合は、利用定員2名以上、1人当たり1.98m²以上、面積3.96m²以上の安静室であること。安静室を設ける増築については面積の増加は要件でないこと。

(イ) 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合は、当該建替えを行うことについて、「増築計画」を作成し、6の(3)のイに示すところに従って労働局長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として1年以内に、事業所内保育施設を建て替えていること。

なお、建替えに係る既存の事業所内保育施設及び建替え後の事業所内保育施設は、いずれも4の要件を満たしており、かつ、建替え後の事業所内保育施設の建築延べ面積が、既存の事業所内保育施設より定員が5人以上、面積が35m²以上増加していること。

エ 保育遊具等購入費の対象となるのは、事業所内保育施設で用いる保育遊具等を購入した事業主等であって、当該事業所内保育施設の設置費又は増築費の支給申請期間の初日の前日までに保育遊具等を購入し、納品されており、かつ、設置費又は増築費と併せて支給申請を行うものであること。ただし、保育遊具等購入費については1事業主等1施設に限り支給し、過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金（保育遊具等購入費）を受給した施設については、当該助成金の受給（支給決定日）から5年を経過していること。

(2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業、第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施している事業主等であること。

(3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ており、かつ当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

3 不支給要件

申請に係る事業主等が、上記2及び2-2にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(1) アの期間に、労働関係法令の重大な違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていることにより当該事業主等に助成金を支給することが適切でない認められるイに掲げる場合。

ア(ア) 設置費、増築費及び保育遊具等購入費については、支給申請期間の初日の前日から起算して1年前の日から支給申請日までの期間

(イ) 運営費については、最初の支給申請は運営開始日（事後認定事業主等にあつては運営計画の認定日）の前日から起算して6か月前の日から支給申請日まで、2回目以降の支給申請は支給対象期間の初日から支給申請日までの期間

イ(ア) 都道府県労働局雇用均等室から勧告を受けた場合

(イ) 都道府県労働局労働基準部から送検処分された場合

- (ウ) 都道府県労働局職業安定部及び需給調整事業部若しくは運輸局（船員に適用される労働関係法令違反に限る。）の告訴又は告発により送検処分された場合
 - (エ) その他(ア)、(イ)又は(ウ)以外の者の告訴又は告発により送検処分されたことが明確な場合
- (2) 申請時点において、育児・介護休業法に違反し指導を受けたが是正していない場合。
 - (3) 過去2年を超えて労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第19条第1項の一般保険料を納入していない事業主等。
 - (4) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金）を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置が執られた事業主等。

4 支給対象となる事業所内保育施設

助成金の支給の対象となる事業所内保育施設は、次のすべてに適合するものであること。

(1) 施設の規模について

乳幼児の定員（施設要件及び保育士の配置要件から同時に保育することが可能な乳幼児数を上限として設定される人数をいう。以下同じ。）が10人以上であり、1人当たりの面積が原則として7㎡以上であること。

なお、建物が合築等の場合には、玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算し、室内の規模に加算することができるものであること（共用部分の床面積に保育施設専有面積と他の目的で使用する施設部分の専有面積の比率を乗じるものとする。）。

(2) 構造設備について

ア 満2歳未満の子を保育する乳児室及び満2歳以上の子を保育する保育室（以下「保育室等」という。）のほか、調理室及び便所があること。

イ 乳児室の面積は、1人当たり1.65㎡以上、保育室の面積は、1人当たり1.98㎡以上であること。

ウ 乳児室は、保育室と区画されていること。

エ 保育室等は、採光及び換気が確保されていること。

オ 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室等及び調理室と区画されていること。また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

カ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。非常口は、通常の出入口の他に設置されていること。

キ 保育室等を2階以上に設ける建物は、保育室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられる等、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）等の要件に適合すること。

(ア) 保育室等を2階に設ける建物

a 耐火建築物又は準耐火建築物であること。ただし、防火地域において100㎡を超える場合は、耐火建築物であること。

b 常用として、屋内階段又は屋外階段のいずれか1以上の階段のほか、避難用として、次の施設又は設備が1以上設けられていること。

(a) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）

(b) 待避上有効なバルコニー

(c) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

- (d) 屋外階段
 - c 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (イ) 保育室等を3階に設ける建物
 - a 耐火建築物であること。
 - b 常用として、屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造）又は屋外階段のいずれか1以上の階段のほか、避難用として以下の施設又は設備が1以上設けられていること。
 - (a) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）
 - (b) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
 - (c) 屋外階段
 - c bに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - d 保育所の調理室(以下の(a)又は(b)のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備のダクトが床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (b) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - e 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料により仕上げられていること。
 - f 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 - h 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防災処理が施されていること。
- (ロ) 保育室等を4階以上に設ける建物
 - a 耐火建築物であること。
 - b 常用として屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造）又は屋外階段（建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造）のほか、避難用として屋外階段（同法施行令第123条第2項各号に規定する構造）が、設けられているものであること。
 - c bに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - d 保育所の調理室((a)又は(b)のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備のダクトが床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (b) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部

への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

e 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料により仕上げられていること。

f 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

h 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防火処理が施されていること。

ク 安静室を設ける場合は、保育室等と区画され、乳幼児の静養及び隔離機能が確保される部屋であって、以下の要件を満たすものであること。体調不調児とは、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病や、発熱等の突発的な体調不調が生じた乳幼児をいうものであること。したがって、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではないこと。

(ア) 体調不調児が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上であること。

(イ) 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

(3) 運営について

ア 保育士の配置について

保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人以上配置されていること。保育士とは、専任の保育士（専ら当該事業所内保育施設において、保育に係る業務に従事する常用労働者（パートタイム労働者を含む。）をいう。以下同じ。）をいうものであり、その配置数は、現に入所している乳幼児の数（以下「現員」という。）に応じ、年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入した数を満たすことが必要であること。

イ 医療機関との協力体制について

当該事業所において、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていること。

ウ 看護師の配置について

体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室には必ず看護師1人が、配置されていること。看護師については、専任の看護師をいうものであること。

(4) 施設の設置場所について

下記のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること。

ア 事業所の敷地内

イ 事業所の近接地

ウ 労働者の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビル、通勤に便利な場所）

エ 労働者の居住地の近接地（社宅、団地等）

(5) 利用条件等について

ア 事業所内保育施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者（事業主団体にあつては、団体を構成する事業主が雇用する労働者。以下同じ。）又はその雇用する労働者以外の雇用保険の被保険者である労働者とする。ただし、定員の半数以下に限り、その雇用する労働者又は雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者を認めることは、差し支えないこととする（その雇用する労働者が1名以上いない月の運営費は支給しない。）。

- イ 雇用する労働者の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこと。
- ウ 0歳から小学校就学の始期に達するまで（6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう。以下同じ。）の子の全部又は一部について利用できるものであること。
- エ 保育時間は、当該事業所内保育施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定し、労働者が利用しやすいものであること。
- オ 利用者から保育料を徴収する場合は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこと。

5 支給額

支給額は、以下のとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 設置費

事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用の2分の1（中小企業事業主にあつては、3分の2）

ただし、2,300万円を限度とし、1事業主等1施設に限り支給する。

(2) 運営費

ア 次のいずれかによる。ただし、1事業主等1施設に限り支給する。

(ア) 新たに事業所内保育施設の運営を開始した事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用（事後認定事業主等にあつては、事業所内保育施設の運営を開始した日から運営計画の認定を受けた日の前日までの間に当該施設の運営に要した費用を除く。以下同じ。）の合計額に対して、1年目から5年目まで2分の1、6年目から10年目まで3分の1。（中小企業事業主にあつては1年目から5年目まで3分の2、6年目から10年目まで3分の1。）

ただし、支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とする。

(イ) 過去に、国若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間（5年間）を経過した事業主又は財団法人こども未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用の合計額の3分の1

支給対象期間は、連続する5年間を限度とする。ただし、当該施設について平成21年4月1日以降、託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）を受給した場合は、両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）の受給期間と合わせて5年間を限度とする。

(ロ) 平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間（5年間）を経過していない事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用の合計額に対して、1年目から5年目まで2分の1、6年目から10年目まで3分の1（中小企業事業主にあつては1年目から5年目まで3分の2、6年目から10年目まで3分の1。）。

ただし、支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間

を限度とする。

イ 1年間の支給限度額は、施設の現員に対応する区分、運営形態に応じ、表1及び表2に掲げるとおりとする（支給対象期間の途中から運営を開始した場合には、運営を開始した日以降の月数に対応する額（小数点以下切捨てとする。ただし、1月未満の端日数がある場合には日割額（月割額に端日数を乗じて当該月の日数で除した額（小数点以下切捨てとする。））を加えた額とする。）とし、共同事業主の構成事業主の1年間の支給限度額は一つの共同事業主を1事業主とみなして現員に対応する区分、運営形態に応じ、表1及び表2に掲げる額に構成事業主ごとの負担割合を乗じた額とする。以下同じ。）。

なお、現員が定員を超える場合は、現員を定員に読み替えて、定員に対応する区分を適用するものとする。

ウ 現員は、支給対象期間の1日平均保育乳幼児数（一時保育を含む。）又は定員のいずれか少ない方の数とすること。

エ 支給対象期間のうち、2年目以降に1年間に3か月を超えて運営の休止期間がある場合は、当該休止した全期間を除いた期間を支給対象期間とすること。（休止により、支給対象期間が延長されるものではないこと。）

オ 「時間延長型運営」又は「深夜延長型運営」を行う場合の延長時間は、計画の認定を受けたそれぞれの延長時間について、各月1回以上、年12回以上（支給対象期間の途中から運営を開始した場合であっても年12回以上）の実績が必要であること。

カ 上記オについて運営実績が認められない場合は、支給対象期間のうち、当該運営実績のある各月における最長の延長時間数（計画の認定を受けた延長時間数を超える場合は、認定を受けた時間数とする。）をそれぞれ加えて、支給対象期間の月数で除して、得られた数を助成対象の延長時間数とすること。ただし、この場合の計算は、小数点以下第1位を四捨五入するものとし、2時間未満は切り捨てるものとする。

キ 「時間延長型運営」、「深夜延長型運営」又は「体調不調児対応型運営」について、年の途中から運営開始した場合に、1年間の支給限度額として通常型運営の場合の限度額に加える額は、当該運営を開始した日から算定するものとする。

ク 4（3）アの保育士の配置要件を満たしていない運営の形態がある場合には、当該運営の形態の当該月に係る運営費は支給しないものとする。

表1

1年目から5年目までにおける支給限度額

運営の形態	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	体調不調児対応型運営
現員（注）	（1日の運営時間が11時間に満たないもの。以下同じ。）	（1日の運営時間が11時間以上であるもの。以下同じ。）	（時間延長型運営において、延長される時間に午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に運営される時間があるもの。以下同じ。）	（安静室を設け看護師を置いて運営するもの。以下同じ。）

15人未満	379万2千円	379万2千円に、1日の運営時間数から9時間を減じて得た時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が7時間を超える場合は、7時間。以下「延長時間数」という。）に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜における運営時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が延長時間数を超える場合は、延長時間数。以下「深夜延長時間数」という。）に4万円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不調児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師の配置にかかる費用165万円を加えた額
15人以上 20人未満	540万円	540万円に、延長時間数に27万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に7万円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	699万6千円	699万6千円に、延長時間数に36万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に9万円を乗じて得た額を加えた額	

(注) 現員が定員を超える場合にあっては、定員とする。

表2

6年目から10年目まで・過去に運営費を受給している場合等の支給限度額

運営の形態 現員(注)	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	体調不調児対応型
15人未満	252万8千円	252万8千円に、延長時間数に12万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に2万7千円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不調児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師の配置にかかる費用110万円を加えた額
15人以上 20人未満	360万円	360万円に、延長時間数に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に4万7千円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	466万4千円	466万4千円に、延長時間数に24万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に6万円を乗じて得た額を加えた額	

(注) 現員が定員を超える場合にあっては、定員とする。

(3) 増築費

ア 既存の事業所内保育施設について、1施設につき5人以上の定員増を伴う増築又は安静室を設ける増築を行った事業主に対し、要した費用の2分の1

ただし、1, 150万円を限度とする。

イ 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行った事業主に対し建替えに要した費用に建替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合を乗じて得た額の2分の1。

ただし、2, 300万円を限度とする。

「建替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合」とは、建替え後の事業所内保育施設の定員から既存の事業所内保育施設の定員を引いて得られた定員を、建替え後の事業所内保育施設の定員で除したものをいうこと。

ただし、この場合「建替え後の事業所内保育施設の定員」「既存の事業所内保育施設の定員」は、ともに保育施設の床面積を7㎡で除した数（小数点以下切捨て）とするものであること。

(4) 保育遊具等購入費

施設の保育遊具等（一品の単価が1万円以上の室内遊具、園庭に設置する固定遊具又は備品であって、総額20万円以上のもの）の購入に要した額から、10万円を控除した額。

ただし、1施設につき40万円、5年間に1回の支給を限度とする。

5-2 助成の範囲

(1) 上記5(1)における「事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用」には、次のア～カを含むものであること（保育施設部分の費用の算出ができない場合は、総費用に保育施設部分の床面積（玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算（共用部分の床面積に保育施設専有面積と他の目的で使用する施設部分の専有面積の比率を乗じるものとする。）し、室内の規模に加算することができるものとする。）の比率を乗じた額とする。）。

ただし、保育施設と他の目的で使用する施設が合築されている場合は、設置費は、保育施設部分の設置費が支給対象費用となるものであること。

ア 新たに事業所内保育施設を設置（4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設を4の要件を満たす事業所内保育施設にする場合を含む。以下同じ。）した場合は、建築に要した費用

イ 既存の所有の建物を増築し新たに事業所内保育施設を設置した場合は、増築に要した費用（支給対象に係る部分に要した費用に限る。以下同じ。）

ウ 既存の建物を購入して増築した場合又は既存の保育施設を購入して新たに事業所内保育施設を設置した場合については、購入費用及び増築に要した費用の合計額

エ 既存の建物を賃借して、増築し、新たに事業所内保育施設を設置した場合については、増築に要した費用

オ 設計監理料

カ 建築に要した費用及び増築に要した費用には、次の工事費を含む。

工 事 名	工 事 内 容
暖房設備工事費	温水暖房、蒸気暖房その他これらに類する暖房設備の設備工事に要する費用

冷房設備工事費	冷房設備の工事に要する費用
避雷針設備工事費	建物に設置する避雷針の設置工事に要する費用
汚物処理設備工事費	浄化槽（配管を含む。）、その他汚物処理に必要な設備工事に要する費用
排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する工事に要する費用
水槽設備工事費	給水工事及びポンプ設備工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
電気設備工事費	外線工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用及び電気・放送設備に要する費用
消防用設備工事費 （自動火災報知設備工事を含む。）	一般給水工事と別系統に配管された消火栓用配管設備工事に要する費用。ただし、ホースノズル等消火器具の設備に要する費用を除く（スプリンクラー、その他消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用を含む。）。
ガス設備工事費	屋外ガス設備の設置工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
自動火災報知設備工事費	自動火災報知設備工事に要する費用
排煙設備、非常用照明設備等工事費	排煙設備、非常用照明設備等建築基準法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用
テレビ共聴設備工事費	共聴アンテナ（配線を含む。）の設備工事に要する費用
引湯・給湯工事費	引湯・給湯工事（配管を含む。）に要する費用。ただし、暖房と併用のボイラーの設備工事に要する費用は、暖房設備工事費に含まれる。
外構工事費	門、囲障、構内通路、駐車場、ロータリー、砂場等の外構設置工事に要する費用
その他工事費	その他上記以外に特に必要であるもので、雇用均等・児童家庭局長が必要と認める費用

(2) 上記5(2)における「運営に要した費用」とは、次のもので支給対象期間中に実際に支払った額をいう。

ア 事業所内保育施設に配置された専任の保育士又は看護師(体調不調児対応型運営の場合に限る。)の person 費(給料、諸手当、労働社会保険料等(雇用保険料、社会保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠出金、退職金積立金は含まない。))

なお、給料には、保育士を保育従事者等研修会に参加させて、代替の保育士を雇い入れた場合の代替の保育士に支払った賃金を含む。

イ 事業所内保育施設が賃貸借施設である場合は、その借料(ただし、敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。)

ウ 事業主等が事業所内保育施設の建物を自ら設置又は賃借し、運営を別企業に委託している場合は、その委託料のうち、専任の保育士又は看護師(体調不調児対応型運営の場合に限る。)の person 費(事業主等が委託企業に支払った金額)及び賃貸借施設の場合はその借料(ただし、敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。)

(3) 増築費については、設置費に準じるものとする。

(4) 設置費及び増築費については、次の費用を除くものであること。

ア 土地の取得に要した費用

イ 土地及び建物の賃借に要した費用

ウ 整地のための費用

エ 既存の建物の取り壊し(改築の場合は内装部分の取り壊しを含む。)に要した費用

オ 備品費

(5) 上記5(4)の「保育遊具等」については、保育室において使用する積木等遊具、園庭に設置する遊具及び保育活動に必要な備品とし、一品の単価(セット販売を含む。)が1万円以上であること。これには、室内遊具、備品(お散歩カー、ピクニックテーブル、椅子、オルガン等の楽器、ビデオデッキ、ミニシアター等の視聴覚教材、調理用器具等を含む。)及び園庭に設置する固定遊具(ブランコ、シーソー、すべり台等)が含まれること。また、乳幼児の安全に配慮したものであること。

(6) 上記5(1)の設置費及び(3)の増築費の算定に関しては、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て、額を決めるものとする。

6 設置・運営計画等の認定申請

(1) 設置・運営計画の認定申請

設置・運営計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内保育施設の設置に着手する原則として2か月前(購入のみの場合は購入の原則として2か月前)までに、「事業所内保育施設計画認定申請書」(保様式第1号)に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。

ア 新築、増築又は建替えに共通する書類

(ア) 新築、増築又は建替えにより新設する事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表(建具がある場合は建具表、複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの)

(イ) 当該事業所内保育施設の利用条件(保育料、保育時間、利用者の範囲等)を明らかにする書類(写)

(ウ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））

なお、認定申請書の提出期限までに確認済証の交付が受けられない場合は、確認済証（写）に代えて確認申請書（写）を添付すること。ただし、計画の認定は確認済証（写）の提出後に行うものであるため、事業主等は確認済証が交付され次第、写しを労働局長に提出すること。以下同じ。

イ 増築又は建替えにより事業所内保育施設を新設する場合は、アに加えて増築又は建替えに係る部分の増築又は建替え前の平面図、写真

ウ 建物を賃借する場合は、アに加えて次の書類を添付すること。

(ア) 賃貸借契約書

(イ) 及び建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写）、かつ、増築に関する承諾書（写）

エ 当該事業所内保育施設を借地上に建築する場合は、アに加えて次の書類を添付すること。

(ア) 賃貸借契約書

(イ) 敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）

オ 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、ア(ア)の書類に安静室を含めること。

なお、事業所内保育施設の「付近見取図、配置図、平面図、断面図」は、原則として下表に基づくものとする。以下同じ。

書 類 名	明 示 す べ き 事 項
付近見取図 (縮尺1/200~1/600)	方位、通路及び目標となる地物
配置図 (縮尺1/200~1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
平面図 (縮尺1/50~1/200)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
断面図 (縮尺1/20~1/200)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(注) 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺によることが難しいときは、適宜の縮尺により作成して差し支えないこと。	

(2) 運営計画の認定申請

運営計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内保育施設の運営を開始する予定の日の原則として2か月前までに、事業所内保育施設認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。

なお、運営開始後1年未満の事業所内保育施設について、運営計画の認定を受けようとする事業主等（当該事業所内保育施設の運営を開始する予定の日の2か月前までに事業所内保育施設認定申請書を提出しなかった事業主等を含む。）は、事業所内保育施設の運営開始後1年を経過する日の2か月前までに提出するものとする。

ア 申請に係る事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図及び立面図（複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの）

- イ 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写）
- ウ 申請に係る事業所内保育施設が賃借施設である場合は、アに加えて賃貸借契約書（写）
- エ 申請に係る事業所内保育施設が体調不調児対応型運営を行う場合は、アの書類に安静室を含めること。
- オ 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））

（3）増築計画の認定申請

- ア 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う増築又は安静室を設ける増築を行う場合
 - 既存の事業所内保育施設を増築を行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内保育施設を増築に着手する原則として2か月前までに、事業所内保育施設認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。
 - なお、過去に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行ったことのある事業主等で、既に提出している書類については再度の提出を要しないものとする。
 - (ア) 増築する保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は平面図及び断面図は各階のもの。）
 - (イ) 上記(ア)が安静室の増築である場合は、安静室の平面図
 - (ウ) 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写）
 - (エ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））
 - (オ) 借地上に設置された事業所内保育施設を増築する場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）
- イ 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合
 - 既存の事業所内保育施設について建替えを行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、建替えに着手する原則として2か月前（購入のみの場合は購入の原則として2か月前）までに事業所内保育施設認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。
 - なお、事業所内保育施設の建替えに伴う、新たな事業所内保育施設の設置の方法は、新築による場合、増築による場合、賃借した建物の増築による場合等を含む。
 - 追って、過去に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行ったことのある事業主等で、既に提出している書類については再度の提出を要しないものとする。
 - (ア) 既存の事業所内保育施設の付近見取図、配置図及び平面図
 - (イ) 建替えに係る新たな事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの。）
 - (ウ) 増築して事業所内保育施設を建替える場合は、増築に係る部分の増築前の平面図、写真及び増築図面（平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は平面図及び断面図は各階のもの。））
 - (エ) 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写）（オ）保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））（カ）建物を賃

借し、増築して事業所内保育施設に建替える場合は、賃貸借契約書及び建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写）、かつ、増築を行う場合は、増築に関する承諾書（写）

(キ) 事業所内保育施設を借地上に建替える場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）

(4) 共同事業主等の認定申請

ア 共同事業主が上記（１）、（２）又は（３）の認定申請を行う場合は、その共同する事業主のいずれかの事業主が認定申請を行わなければならない。その際、定められた添付書類のほか、以下の書類を添付するものとする。

(ア) 共同事業主構成事業主名簿（保様式第１号別紙）

(イ) 事業主間の協定書等、事業所内保育施設の費用負担や運営管理の内容を確認できる書類（写）

イ 事業主団体が上記（１）、（２）又は（３）の認定申請を行う場合は、定款、寄付行為、又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を添付するものとする。

7 計画の認定

(1) 労働局長は、認定申請がなされた後、速やかにその内容を審査し、適切なものであると認めた場合は認定を行い、適切でないと認めた場合は不認定とする。

なお、6の（１）及び（３）において、認定申請書の提出期限までに建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付が受けられず、確認申請書（写）の添付によって申請が受理されている場合には、労働局長は、事業主等より後日確認済証（写）が提出されていることを確認した後、計画認定を行うものとする。

(2) 労働局長は、設置・運営計画、運営計画又は増築計画を認定した場合は、「事業所内保育施設設置・運営計画（変更）認定決定通知書」（保様式第2号）、「事業所内保育施設運営計画（変更）認定決定通知書」（保様式第2号）又は「事業所内保育施設増築計画（変更）認定決定通知書」（保様式第2号）により当該事業主等へ通知するものとする。

また、不認定とした場合は、「事業所内保育施設設置・運営計画（変更）不認定決定通知書」（保様式第3号）、「事業所内保育施設運営計画（変更）不認定決定通知書」（保様式第3号）又は「事業所内保育施設増築計画（変更）不認定決定通知書」（保様式第3号）により、当該事業主等へ通知するものとする。

8 計画の変更の申請及び認定

(1) 設置・運営計画、運営計画又は増築計画の認定を受けた事業主等において、当該計画を変更しようとする場合は、「事業所内保育施設計画変更認定申請書」（保様式第1号-2）によりその変更内容を記入して労働局長に提出しなければならない。法人の分割又は合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合及び共同事業主の構成事業主の変更があった場合も同様とする。

(2) 設置・運営計画、運営計画又は増築計画の変更申請及び認定を行う場合は、6及び7を準用する。

9 支給申請手続

支給申請は、各助成金ごとに定められた申請期間内に、「事業所内保育施設設置・運営等助成金（設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費）支給申請書」（保様式第4号）（以下「支

給申請書」という。)及び労働協約(写)又は就業規則(写)(当該事業主等において、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を定めていることが確認できる部分。以下同じ。)並びに各助成金ごとに(1)～(4)に定める必要書類を添付し、認定を受けた労働局長に提出して行うものとする。

なお、支給申請を行ったことのある事業主等で、当該申請時に提出した労働協約(写)又は就業規則(写)が法令に則しており、かつその内容に変更がない場合は、提出を必要としないものとする。

(1) 設置費

ア 申請期間

- a 運営開始日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。
- b 運営開始日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

イ 添付書類

(ア) 新築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ。)
- b 建物登記簿謄本
- c 工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)(写)及び新築に要した総費用の領収書(写)
- d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
- e 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)

(イ) 既存の所有の建物を増築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
- b 工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)(写)及び増築に要した総費用の領収書(写)
- c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)

(ウ) 購入して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)
- b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
- c 売買契約書(写)及び購入に要した費用の領収書(写)
- d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- e 既存の建物を購入して、増築を行った場合は、工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)(写)及び増築に要した総費用の領収書(写)
- f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書(土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ)
- g 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類

等利用が開始されたことを明らかにする書類（写）

- (エ) 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を新設した場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
 - d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写）

(2) 運営費

ア 申請期間

毎年1月1日から12月末日までに運営を行った期間に要した費用について、翌年の1月1日から1月末日までに申請するものとする。ただし、運営開始日より運営計画の認定日が後のものについては、初回のみ、運営計画の認定日から12月末日までの期間について申請するものとする。

イ 添付書類

過去に運営費の申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更がない場合においては、下記aの保育士証（写）、d、e及びfの看護師の免許証（写）について、再度の提出を必要としないものとする。

- a 事業所内保育施設に配置される保育士の保育士証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）（保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳（写）に代えてその委託料のうち保育士の人件費部分（事業主等が委託企業へ支払った金額）を証明する書類）
- b 毎年1月1日から12月末日までのうち支給対象期間に該当する期間について、保育の実施状況を明らかにする書類（時間延長型運営を行う事業所内保育施設の場合（運営時間が深夜に亘る場合を含む。）は、その保育の実施状況を明らかにする書類を含む。）
- c 事業所内保育施設が賃借施設である場合は、当該施設の賃借料領収書（写）
- d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類
- e 事業所内保育施設を所管する事業所が医療機関以外である場合は、医療機関との協力体制が確保されていることを証明する書類
- f 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、当該事業所内保育施設に配置される看護師の免許証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）（保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳（写）に代えてその委託料のうち看護師の人件費部分（事業主等が委託企業へ支払った金額）を証明する書類）
- g 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室の利用状況を明らかにする書類
- h 保育士を保育従事者等研修会に参加させて代替の保育士を雇い入れた場合、代替の保育士に支払った賃金台帳（写）及び保育従事者研修会の開催通知等

(3) 増築費

ア 申請期間

- a 増築部分に係る運営再開日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。
- b 増築部分に係る運営再開日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1

日から1月末日までとする。

イ 添付書類

- ① 5人以上の増員を伴う増築又は安静室を設ける増築を行い、増築費の助成を受けようとする事業主
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
 - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）

- ② 既存の保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行い、増築費の助成を受けようとする事業主
 - (ア) 新築により事業所内保育施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 建物登記簿謄本
 - c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び新築に要した総費用の領収書（写）
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
 - e 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）
 - (イ) 既存の所有の建物の増築により事業所内保育施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
 - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - d 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）
 - (ウ) 購入により事業所内保育施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
 - c 売買契約書（写）及び購入に要した費用の領収書（写）
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - e 既存の建物を購入して、増築を行った場合、工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
 - f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）
 - g 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）
 - (エ) 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を建て替えた場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
- b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
- d 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）

（4）保育遊具等購入費

保育遊具等購入費の助成を受けようとする事業主は、次のアの申請期間に、事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書を労働局長に提出するものとする。

なお、事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書には、下記のイの書類を添付するものとする。

ア 申請期間

設置費又は増築費の申請と同時期に申請するものとする。

イ 添付書類

- a 保育遊具等購入品目の納品書（写）
- b 保育遊具等購入品目の領収書（写）
- c 保育遊具等購入品目の写真

（5）共同事業主の支給申請

共同事業主が、本助成金の支給申請を行う場合は、そのすべての事業主が支給申請を行わなければならない。

ただし、記載事項を明らかにする添付書類については、その共同する事業主のいずれか一つの事業主が添付していれば、他の共同事業主の添付は不要とする。

また、すでに当該申請を行ったことのある共同事業主で、協定書等の内容に変更がなく、自社負担額のない事業主は、支給申請を行う必要はない。

（6）提出期限の特例

天災その他申請しなかったことについて、やむを得ない理由がある事業主等は、その理由のやんだ後7日以内にその理由を記した書面を添えて各種類の支給申請書を提出するものとする。

（7）支給申請書の受理

労働局長は、事業主等から提出された支給申請書及びその添付書類（以下「支給申請書等」という。）に不備がないかを点検し、適正なものである場合には、これを受理するものとする。

10 支給決定

（1）支給の決定

労働局長は、支給申請書等により受給資格の有無及び支給要件を満たしているか等を審査し、事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給又は不支給の決定を行うものとする。なお、必要に応じて実地調査又は事情聴取等を行うこととする。

（2）支給決定等の通知

労働局長は、事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給の決定をした場合は、「事業所内保育施設設置・運営等助成金支給決定通知書」（保様式第5号）により、また、不支給の決

定をした場合は、「事業所内保育施設設置・運営等助成金不支給決定通知書」（保様式第6号）により申請事業主等に通知するものとする。

（3）支給の方法

事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給は、支給申請書に記載された申請事業主等の金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

1.1 助成金に係る不正受給

（1）労働局長は、偽りその他不正の行為（以下「不正行為」という。）により本来受けることのできない事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主等に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消す決定をした上で下記1.2により返還させるものとする。

（2）助成金の不正行為とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に触れる行為を含むことはもちろんであるが、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとするをいう。

支給申請書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合には、これに該当しない。

（3）不正行為が次のいずれかに該当するものである場合は、不正の行為が特に悪質なものと認められるものとして取り扱う。

ア 架空の労働者を仕立て上げ、事実実態のない事業所においてあたかも就労したように見せかけて虚偽の申請を行った場合

イ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等を二重に作成し、虚偽の申請を行った場合

ウ 組織的・計画的であり、又は繰り返し不正に助成金を受給した場合

エ その他上記に準じる行為が行われた場合

（4）労働局長は、（3）に該当すると認められる場合には、助成金の不支給を決定した日又は支給決定を取り消す決定をした日以降3年間、事業所内保育施設設置・運営等助成金を支給しない決定を行い、「事業所内保育施設設置・運営等助成金支給停止決定通知書」（保様式第7号）により、当該事業主等に対して通知するものとする。

1.2 返還

労働局長は、事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給を受けた事業主等が、次の（1）、（2）のいずれかに該当する場合には、各号に掲げる範囲に係る事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給決定を取り消す決定を行い、返還させるものとし、「事業所内保育施設設置・運営等助成金支給決定取消・返還通知書」（保様式第8号）により、当該事業主等に対して、支給決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

また、（3）、（4）に該当する場合は、各号に記載する範囲で返還させるものとし、「事業所内保育施設設置・運営等助成金返還通知書」（保様式第9号）により返還額を通知するものとする。なお、（4）については財産処分の承認について、国庫納付に関する条件が付されない場合はこの限りでない。

（1）不正行為により助成金の支給を受けた場合

支給した助成金の全部又は一部

（2）助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

- 当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額
- (3) 助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けた場合
支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部
- (4) 助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合
支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部

1 3 支給制限

国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人に対しては、事業所内保育施設設置・運営等助成金は支給しないものとする。

1 4 調整

(1) 設置費

事業所内保育施設設置・運営等助成金（設置費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の設置に係る経費に対し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金、病院内保育所施設整備事業の補助金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち先進的事業支援特例交付金（介護関連施設等において当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業）の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

(2) 運営費

事業所内保育施設設置・運営等助成金（運営費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の運営に係る経費に対し、病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金（運営費）、地域介護・福祉空間整備推進交付金又は託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、同一の支給対象期間における当該助成金は支給しないものとする。

(3) 増築費

事業所内保育施設設置・運営等助成金（増築費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の増築又は建替えに係る経費に対し、雇用保険法施行規則第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金又は同規則第113条に規定する通年雇用奨励金の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

(4) 保育遊具等購入費

事業所内保育施設設置・運営等助成金（保育遊具等購入費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の保育遊具等購入に係る経費に対し、雇用保険法施行規則第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金又は財団法人こども未来財団から保育遊具等の購入費の助成を、過去5年間に受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

1 5 報告

国は、事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給に関して必要があると認める場合、事業主等に対し、必要な事項について調査の実施又は報告を求めることができる。

1 6 代理人の取扱い

事業主等は、助成金に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。この場合において、代理人は、計画の認定申請、計画の変更申請又は支給申請等にあたっては、計画認定申請書、計画変更認定申請書又は支給申請書（以下「申請書等」という。）等に記名押印又は自署による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）（事業主の印は不要）を記すものとする。また、申請書等の受理にあたっては、労働局長は正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出を求めることとする。

なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の2又は第1号の3に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請書等の提出を行う場合には、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条から第16条の3までの規定に基づき、申請書等に事業主の記名押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印を行うものとする。

1.7 その他

この要領に定めるもののほか、事業所内保育施設設置・運営等助成金業務の運営に関し、必要な事項は厚生労働省雇用均等児童家庭局長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。ただし、平成21年1月1日から3月31日までに事業所内保育施設の運営を開始し、増築部分に係る運営を再開し、又は保育遊具等購入した事業主については本助成金の対象とする。

2 経過措置

平成21年3月31日以前に財団法人21世紀職業財団地方事務所長が認定決定した事業所内託児施設計画で支給決定又は不支給決定に至っていないものについては、労働局長が認定決定をしたものとみなす。

附 則

1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から実施する。ただし、2-2（2）の規定については、平成22年6月30日以後の支給申請から適用する。

2 平成19年3月31日以前に、財団法人21世紀職業財団から複数の事業所内託児施設の運営の計画認定を受けた事業主に対する当該施設に係る運営費については、1事業主1施設の支給にかかわらず支給するものとする。

3 平成22年3月31日までに保育遊具等購入計画の認定申請を行った事業主等に対する保育遊具等購入費の計画の認定及び支給については、なお従前の例による。

4 平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったもののうち平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間（5年間）を経過していないものについては、労働局長が認定決定をしたものをみなす。